

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
|----|-------|-----------|-------------------------------|------|-------|-----------|-------|--|
| ①  | 日     | 時         | 令和7年10月6日（月）午前10時00分～午前11時00分 |      |       |           |       |  |
| ②  | 会     | 場         | 大洲市役所2階 大ホール                  |      |       |           |       |  |
| ③  | 出席委員  |           |                               |      |       |           |       |  |
| 1  | 池田幸二  |           |                               | 3    | 武田隆宏  | 4         | 藤田秀美  |  |
| 5  | 西岡輝治  | 6         | 須藤賢一                          | 7    | 明後久利  | 8         | 森岡芳文  |  |
| 9  | 菊地正夫  | 10        | 幸野登吉                          | 11   | 二宮康壽  |           |       |  |
| 13 | 矢野正祥  | 14        | 一柳幸唯                          | 15   | 平井城太郎 |           |       |  |
| 17 | 高岡利典  | 18        | 津國巳代子                         | 19   | 池田雄一  | 20        | 森永茂史  |  |
| 21 | 橋本英司  | 22        | 都築孝壽                          |      |       | 24        | 池浦萬里子 |  |
| 25 | 津田勇   | 26        | 田中賢寿                          |      |       | 28        | 日野修次  |  |
| 29 | 大本昭裕  | 30        | 武知由美子                         | 31   | 上満啓司  | 32        | 中本祐市  |  |
| 33 | 坂幹幸   |           |                               | 35   | 堀内保宏  | 36        | 和氣繁輝  |  |
| 37 | 細井敏江  | 38        | 有友章治                          | 39   | 請田竹男  |           |       |  |
| ④  | 欠席委員  | 2         | 吉岡きみ子                         | 12   | 川本由紀美 | 16        | 形山康浩  |  |
|    |       | 23        | 武内誠                           | 27   | 永沼寛   | 34        | 跡部雅   |  |
| ⑤  | 遅刻委員  |           |                               |      |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
| ⑥  | 事務局   | 井上事務局長    |                               | 富永次長 |       | 三瀬専門員（農地） |       |  |
|    |       | 松田専門員（農政） |                               | 吉田書記 |       |           |       |  |
| ⑦  | 農林振興課 | 竹田課長      |                               | 吉田主事 |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
| ⑧  | 会議の内容 | 議案第59号    | 農地法第3条の規定による許可申請について          |      |       |           |       |  |
|    |       | 議案第60号    | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について       |      |       |           |       |  |
|    |       | 議案第61号    | 非農地証明について                     |      |       |           |       |  |
|    |       | 議案第62号    | 農業振興地域整備計画の変更について             |      |       |           |       |  |
|    |       | 議案第63号    | 納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について |      |       |           |       |  |
|    |       | 議案第64号    | 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について       |      |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |
|    |       |           |                               |      |       |           |       |  |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局（局長）       | <p>只今から、令和7年第10回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会 長           | （会長挨拶）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局（局長）       | <p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長（会長）       | <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中15名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、2番 吉岡きみ子委員、12番 川本由紀美委員、16番 形山康浩委員、23番 武内誠委員、27番 永沼寛委員、34番 跡部雅委員より欠席の報告を受けています。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、18番 津國巳代子委員と20番 森永茂史委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、<b>議案第59号『農地法第3条の規定による許可申請について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局（専門員兼農地係長） | <p>議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書1ページ並びに議案説明資料2ページから3ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、平野町平地の畑1筆605㎡について、譲受人が、新規で農業経営に取り組むため申請地を取得し、耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、栗を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番、平野町野田の畑1筆43㎡について、申請地の隣接にある建物と合わせて取得し、耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                             |
| 議 長（会長）       | <p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 7 番           | <p>1番案件についてご報告いたします。</p> <p>議案説明資料は、2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、平野コミュニティセンターから北西へ約1.3kmのところにある農地です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>先月１６日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地は良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より自家消費程度の栗を栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。</p> <p>農業に必要な農機具等については、現在所有している農機具を使用しながら必要に応じて購入することと問題はなく、今後は家族とともに耕作管理を行うとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第６号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                 |
| 議 長（会長） | ２番。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ８ 番     | <p>２番案件についてご報告いたします。</p> <p>議案説明資料３ページを参考にしてください。</p> <p>２番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、平野コミュニティセンターから南東へ約４５０ｍのところにある農地です。</p> <p>先月１６日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地は良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より農業経験がある妻とともに、自家消費程度の野菜や果樹を栽培していきたい旨の新規営農計画書が提出されています。</p> <p>譲受人は、申請地の隣接している建物に居住する予定であり、年間通して農業に従事することとします。</p> <p>調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第６号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長（会長） | 地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委 員     | （質疑なし）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長（会長） | 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委 員     | （異議なし）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長（会長） | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第６０号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局（次長） | 議案第６０号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

ご説明申し上げます。

議案書 2 ページ並びに議案説明資料 4 ページから 15 ページまでをあわせてご覧ください。

1 番、中村の土地 187 m<sup>2</sup>の案件は、譲受人世帯は現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北に約 1.5 km のところに位置し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから第 3 種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2 番、新谷の土地 364 m<sup>2</sup>の案件は、譲受人世帯は、現在借家兼店舗で生活し事業を行っているが、この建物が老朽化して不便なため、申請地を取得して、自己住宅兼店舗を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約 5.4 km のところに位置し、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから第 3 種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3 番、肱川町名荷谷の土地 97 m<sup>2</sup>の案件は、譲受人世帯が大洲市で生活するにあたり、申請地の隣接にある親の居宅では手狭なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約 11.8 km のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。

以上 3 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 番。

事務局（次長）

吉岡委員より調査報告書を預かっていますので、代読いたします。

それでは、1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 4 ページから 7 ページを参考にしてください。申請地は 5 ページの位置図のとおり、J R 伊予大洲駅から北へ約 170 m に位置する農地になります。

まず、立地基準については第 3 種農地であり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第 4 号の「周辺農地等への影響」ですが、6 ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

議 長（会長）

19番

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2番。

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は9ページの位置図のとおり、JR新谷駅から西へ約700mに位置する農地になります。

まず立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

33番

3番。

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

申請地は、13ページの位置図のとおり、正山コミュニティセンターから西へ約1.5kmに位置する農地になります。

まず立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に申請地は住宅が建築されている違反転用の状態です。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され、反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

委 員

議 長（会長）

委 員

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

（質疑なし）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

（異議なし）

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長（会長）       | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、<b>議案第 6 1 号『非農地証明について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事務局（専門員兼農政係長） | <p>議案第 6 1 号「非農地証明について」 ご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページ並びに議案説明資料 1 6 ページから 1 8 ページまでをあわせてご覧ください。</p> <p>1 番、平野町平地の土地 1 筆合計 4 3 4 m<sup>2</sup>の案件は、転用（植林に限る：2 0 年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は、隣接地が山林で杉や松が生い茂り、日当たりが悪いため亡父が平成 5 年頃に杉を植林したことにより、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>以上 1 件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                         |
| 議 長（会長）       | <p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1 番。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7 番           | <p>1 番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の 1 6 ページから 1 8 ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は 1 7 ページの位置見取図のとおり平野コミュニティセンターから 1 . 3 km の距離に位置する農地になります。</p> <p>9 月 1 6 日に、事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から 2 0 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長（会長）       | <p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委 員           | <p>（質疑なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長（会長）       | <p>特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員           | <p>（異議なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議 長（会長）       | <p>ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、<b>議案第 6 2 号『農業振興地域整備計画の変更について』</b>を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局（専門員兼      | <p>議案第 6 2 号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いた</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

農政係長)

します。

議案書4ページ並びに議案説明資料19ページから24ページまでをあわせてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、米津の土地1筆計43㎡の案件は、露天駐車場や資材置場等が不足し、事業に支障をきたしており、申出地に資材置場等を拡張するため、除外の計画変更をしようとするものです。

除外後の農地区分は、大洲市中心部から北に約6.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しています。

以上、除外1件、1筆 計43㎡でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

22番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の19ページから24ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出人は、露天駐車場や資材置場等が不足し、事業に支障をきたしており、資材置場等を拡張するため問題はないものと思われます。

なお、既に当該土地及び一体利用地は、露天駐車場及び資材置場等として利用されており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いているようです。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申出地の西側、南側は河川区域であり、また、近隣土地所有者の同意を得ており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに決定いたします。

次に、議案第63号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農政係長）

議案第 6 3 号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明いたします。

議案書 5 ページ並びに議案説明資料 2 5 ページ並びに 2 6 ページをあわせてご覧ください。

租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項又は第 7 0 条の 6 第 1 項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために 3 年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1 番は、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮、東若宮及び東大洲にあります 6 筆で合計 6, 1 1 4 m<sup>2</sup>になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成 2 4 年 1 0 月 2 8 日となっています。

ハウスでの施設栽培ではトマトやキュウリを栽培しており、それ以外の農地は保全管理されていました。

2 番は、市木の申請人です。

申請農地は、東若宮、市木字森及び東大洲にあります 1 0 筆で合計 9, 0 8 1 m<sup>2</sup>になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日となっています。

対象の農地につきましては、全ての農地で耕作管理されていました。

以上 2 件です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1 番。

事務局（専門員兼  
農政係長）

吉岡委員より調査報告書を預かっていますので、代読いたします。

1 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 2 5 ページを参考にしてください。

申請地は 2 5 ページの位置見取図のとおり、大洲市総合福祉センターを中心に半径約 4 0 0 m から 1. 5 km 以内に点在する農地 6 筆になります。

申請人は、主に施設でトマト・きゅうりを主体とした農業をされています。

9 月 2 2 日に事務局担当者と現地確認を行い、東大洲のハウスでは、きゅうりを栽培されていることを確認しています。また、残りの 5 筆については、耕作をしていみせんでしたが、保全管理をしてありました。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（会長）

2 番。

3 番

2 番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の 2 6 ページを参考にしてください。

申請地は 2 6 ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準とし、約



|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>600mから1.2km以内に点在する農地10筆になります。</p> <p>申請人は、水稻・野菜を主体とした農業をしています。</p> <p>9月18日に事務局担当者と現地確認を行い、田については水稻が栽培されていることを確認しています。また、畑については申請人宅に隣接する畑には柿が植えられており、それ以外の畑についても、さといもが栽培されていたほか、管理耕起された状態でありました。</p> <p>このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 議 長（会長）       | <p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委 員           | <p>（質疑なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長（会長）       | <p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員           | <p>（異議なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長（会長）       | <p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、<b>議案第64号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』</b>を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局（専門員兼農地係長） | <p>議案第64号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページから11ページをご覧ください。</p> <p>本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。</p> <p>貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。</p> <p>今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が4件・8筆、利用権設定19,950㎡、使用貸借の件・筆数が12件・22筆、利用権設定24,710㎡で、議案書11ページに記載のとおり合計利用権設定の件・筆数が16件・30筆、利用権設定の総面積は44,660㎡です。</p> <p>問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。議題についての説明は以上です。</p> |
| 議 長（会長）       | <p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 委 員           | <p>（意見なし）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

議 長（会長）

特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定にいたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることいたします。